平成31年(2019年)3月27日 第4回子ども・子育て支援審議会 児童部子育て支援課

## 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の策定 スケジュール案

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下、「計画」という。) を定めるものとされています。

平成32年度(2020年度)を始期とする第2期計画につきましては、計画策定の進捗状況に応じて、吹田市子ども・子育て支援審議会で御意見をいただきながら、以下のスケジュール案により策定します。

平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)				平成32~36年度 (2020~2024年度)	
12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月		
・ニーズ調査実施							
	・第4回審議会						
		・計画	素案の作成				
			• 計画領	く その作成			
				・パブリックコメント			
						• 第2期計画策定	
	_					第2期計画期間	